

タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）について

平成20年4月
国土交通省
自動車交通局旅客課**1. 改正の背景**

第166回通常国会において、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直しを行う等の措置を講ずる「タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第87号）が制定されたところである。

今般、改正法を施行するに当たり、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「法」という。）の委任を受けて制定されているタクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の内容**（1）タクシー運転者関係**

① **タクシー運転者の登録の申請に添付すべき書面** 【法第5条第2項】
タクシー運転者の登録の申請に添付すべき書面は、（1）②で定める講習を修了したことを証する書面を追加する予定。

② **タクシー運転者が登録の際必要となる講習** 【法第7条第1項第3号】
タクシー運転者が登録の際必要となる講習は、講習の実施方法等に関する計画が適切なものであるなどの要件を満たし、地方運輸局長が認定した講習とし、地方運輸局長が公示する予定。

③ **登録取消に係る重大な事故** 【法第9条第1項第3号】
登録取消に係る重大な事故は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故のうち、運転者がその乗務中に引き起こした事故とする予定。

④ **運転者に対する受講命令となる講習** 【法第18条の2】
運転者に対する受講命令となる講習は、（1）②を準用する予定。

⑤ **登録運転者に交付する登録運転者業務経歴証明書に記載する事項** 【法第18条の3第1項】
登録運転者業務経歴証明書に記載する事項は、過去2年以内における（1）③で定める重大事故の有無及びその内容、登録取消の有無及びその理由並びに登録の出来ない期間等を記載事項とする予定。

（2）登録実施機関関係

① **登録の申請等** 【法第19条第1項・法第20条第2項・法第22条】
登録実施機関の登録を受けようとする者は、名称、事務所の所在地等の必要事項を記載した申請書及びに定款、役員名簿等の添付書類を地方運輸局長に提出しなければならないこととする予定（登録の更新申請についても同様）。
また、登録実施機関の登録事項を変更しようとするときは、その変更事項及び期日を記載した申請書を地方運輸局に提出することとする予定。

② **登録事務等** 【法第21条第2項・法第23条第2項】
登録実施機関が行う登録事務等の実施は、登録事務等を行うために必要な設備、専

任管理者・人員の配置等の必要な体制が整備されていなければならないこととする予定。また、登録事務等規程に定めなければならない事項として、登録事務等を行う時間、事務所の所在地及び料金等を定める予定。

③登録事務等の休廃止

【法第27条】

登録実施機関が登録事務等の休廃止の許可を受けようとするときは、休廃止する登録事務等の範囲、休止の場合の期間その他必要な事項を記載した申請書を地方運輸局長へ提出しなければならないこととする予定。

④帳簿

【法第31条】

登録実施機関はその事務所ごとに帳簿を備え、登録事務等の廃止まで保存しなければならないこととする予定。また、その帳簿は、登録申請件数などの登録事務等として行われる事項を月ごとに記載しなければならないこととする予定。

(3) 適正化事業実施機関関係

①指定の申請等

【法第34条第2項・法第35条の2第2項】

適正化事業実施機関の指定を受けようとする者は、名称、事務所の所在地等の必要事項を記載した申請書及び定款、役員名簿等の添付書類を地方運輸局長に提出しなければならないこととする予定（登録の更新申請についても同様）。

また、適正化事業実施機関の名称等の変更をしようとするときは、必要事項を記載した届出書を地方運輸局長へ届け出なければならないこととする予定。

②適正化事業諮問委員会の委員の任命

【法第39条第3項】

適正化事業実施機関が、適正化事業諮問委員会の委員の任命の認可を受けようとするときは、任命しようとする委員の氏名等必要事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならないこととする予定。

③役員を選任及び解任

【法第39条の2第1項】

適正化事業実施機関が、適正化事業実施機関の役員を選任、解任の認可を受けようとするときは、必要事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならないこととする予定。

(4) その他

①国土交通大臣による登録事務等

【法第32条の3第2項】

登録実施機関が登録事務等を休廃止することとなった場合には、帳簿及び書類等を地方運輸局長に引き継がなければならないこととする予定。

②タクシーである旨の表示

【法第45条第1項】

タクシーの表示について、表示灯に個人タクシー事業者であって、「個人」の表示のほか、「タクシー」、「TAXI」等の表示ができることとする予定。また、所属営業所の所在地の地名の略称については、特定指定地域内の営業所に配置するタクシーに限ることとする予定。

③その他

その他所要の改正を行う予定。

3. スケジュール（予定）

公布日：平成20年5月下旬

施行日：平成20年6月中旬